

大学院専門職学位課程において実習により修得する単位の免除に関する取扱要項

平成22年 2月18日

制 定

改正 平成28年1月28日規則第4号

- 1 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。）第91条の3第2項及び大学院専門職学位課程履修規則（平成20年奈良教育大学規則第10号。以下「履修規則」という。）第5条に定めるもののほか、専門職学位課程において実習により修得する単位（以下「実習単位」という。）の免除に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。
- 2 実習単位の免除を受けようとする者は、実習科目免除願（別紙様式1）及び教育・研究実績証明書（別紙様式2）を、原則として、入学した年の前期履修登録日までに、教務課に提出しなければならない。
- 3 実習単位の免除に係る審査は、専門職学位課程に所属する専任教員3名以上で構成する審査会において行う。
- 4 審査会は、当該免除申請に係る実習科目の到達目標基準への適合の可否について、教職大学院会議において定められた審査基準に基づき行うものとする。
- 5 実習単位の免除については、前項の審査基準に基づき、教職大学院会議が審査を行い、教務委員会、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 6 実習単位の免除の審査方法、審査基準に関しては、専門職学位課程に所属する専任教員3名以上及び学外の学識有識者3名をもって構成する実習免除評価委員による評価を行い、審査の客観性を確保するものとする。
- 7 免除した実習単位に係るが学籍簿の取扱いは、次により処理するものとする。
 - （1）実習による単位修得を免除した授業科目については、「免除は、学則第91条の3第3項による」旨を記入する。

附 則

この取扱要項は、平成22年2月18日から施行する。

附 則（平成28年規則第4号）

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 平成27年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

奈良教育大学長 殿

所 属：教職開発専攻 1回生

学生番号：

氏 名： ㊟

生年月日： 年 月 日生

実習科目免除願

下記のとおり免除くださいますようお願いいたします。

記

実習科目名	免除を願い出る科目に○印を付けてください。
課題探究実習Ⅰ（2単位）	
課題探究実習ⅡA（2単位）	
課題探究実習ⅡB（特別支援教育）（2単位）	
課題解決実習Ⅰ（4単位）	

※ 課題探究実習Ⅱの免除を願い出る場合は、A又はB（特別支援教育）のいずれかに○印を付けてください。
(教職経験)

現勤務校	
これまでの勤務校名、 職名、担当学年、教科、 校務の内容等の経験を 記入してください。	年 月 ～ 年 月
	年 月 ～ 年 月
	年 月 ～ 年 月
	年 月 ～ 年 月
	年 月 ～ 年 月
	年 月 ～ 年 月

(別紙様式2)

教育・研究実績証明書

奈良教育大学長 殿

ふりがな		学 生 番 号
氏 名		
〔教育実践・研究に関わる実績とその内容を、箇条書きで記入してください。〕		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
<hr/>		
上記の者は、記載の通り、教育・研究実績を有することを証明します。		
平成 年 月 日		
所属機関名 _____		
所属長氏名 _____ 印		

※ 記載欄は、必要に応じて別紙を添付してください。